

## 別記2 県外からの出願（盲学校等）

1 一家転住などのやむを得ない理由により、他の都道府県から本県の特別支援学校（桃花台学園を除く）を志願する者は、あらかじめ志願先特別支援学校長（以下「学校長」という。）の承認を受けなければならない。

2 県外からの入学志願承認に当たって、「やむを得ない理由のある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 本人及び保護者の住所が山梨県内にある者
- (2) 保護者が転勤等のために山梨県内に居住することが確実となった者又は現に山梨県内に居住している者
- (3) 山梨県内の児童福祉施設に他の都道府県から措置入所している者
- (4) 山梨県内の児童福祉施設に他の都道府県から契約入所している者
- (5) 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、本県の最寄りの特別支援学校へ志願することが妥当と認められる者
- (6) その他特別な事情がある者

3 申請手続

(1) 2に該当する者の保護者（保護者が親権を有しながら所在不明の場合は、保護者に相当する者をいう。以下同じ。）は、県外入学志願承認願（様式2）に住民票の写し（平成28年12月1日以降のもので、本人、保護者及び同居の家族に関するもの）及び事情説明書（様式3）各1通を添えて、学校長に申請する。

なお、保護者の転勤又は転居による場合は、保護者の転勤（予定）証明書、新しい住所を証明する書類等を更に各1通添えるものとする。

(2) 学校長は、申請書の内容を審査し、速やかに教育長に協議する。

(3) 学校長は、教育長から出願を認める旨の回答を得たときは、申請者に県外入学志願承認書（様式4）により通知する。

4 申請期間

平成29年1月25日（水）、1月26日（木）、1月27日（金）、1月30日（月）の午前9時から午後4時まで及び1月31日（火）の午前9時から正午までとする。